

富山県人権教育・啓発推進懇話会設置要綱

(目的)

第1条 富山県人権教育・啓発に関する基本計画（以下「計画」という。）の見直しに当たり、広く県民の意見を反映するため、富山県人権教育・啓発推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、計画の見直しの検討に関することについて協議する。

(委員)

第3条 懇話会は、委員24人以内で組織する。

2 懇話会の委員は、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、計画の見直しが終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を進行する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、知事が招集する。

2 懇話会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が懇話会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

(2) 公開することにより、懇話会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 知事が必要と認めた場合は、懇話会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、生活環境文化部県民生活課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

(失 効)

2 この要綱は、計画の見直しが終了した日に失効する。